

件名:新型コロナウイルスに関する注意喚起(マハーラーシュトラ州への入境に関する条件の変更について)(2021年8月30日)

【ポイント】

●8月27日、マハーラーシュトラ州政府は、外国から同州に入国する場合、ワクチン接種者(2回接種かつ2回目接種から15日が経過した者で接種証明書を所持する者)でも、PCR検査の陰性証明書の提示が必要となった旨発表しました。

【本文】

8月27日、マハーラーシュトラ州政府は、外国から同州に入国する場合、ワクチン接種者(2回接種かつ2回目接種から15日が経過した者で接種証明書を所持する者)でも、PCR検査の陰性証明書の提示が必要となった旨発表しました。

詳細については、以下の通達をご確認ください。

【URL】

<https://www.mumbai.in.emb-japan.go.jp/files/100228621.pdf>

【問い合わせ先】

在ムンバイ日本国総領事館・領事班

電話(91-22)2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>